

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年 1 月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800419号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800104号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年5月1日から同年4月28日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成2年4月28日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年4月28日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月28日から同年5月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成2年5月1日と記録されているが、同社には同年4月28日から勤務したので、被保険者資格の取得年月日を同日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳並びに同社及び同社の社会保険事務担当者の回答又は陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により認められる報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、請求者の厚生年金保険の記録における被保険者資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である平成2年5月1日と同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800239号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800009号

第1 結論

昭和41年3月1日から昭和48年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年3月1日から昭和48年4月1日まで

支給済期間 : ① 昭和41年3月1日から昭和44年6月1日まで
② 昭和44年6月1日から昭和45年5月1日まで
③ 昭和45年5月21日から昭和47年1月28日まで
④ 昭和47年1月28日から同年7月29日まで
⑤ 昭和47年8月2日から昭和48年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、これまで勤務した請求期間について、A社を退職後に脱退手当金を受給した旨記録されている。

しかし、受給したとされる当時においては脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求できるはずもないので、請求期間を年金の給付対象となる被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の記録が記載されている欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。